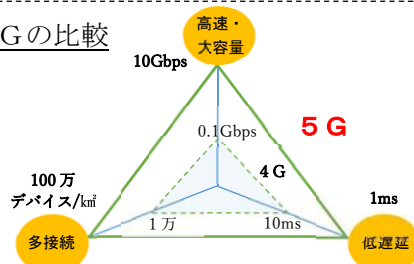


「5G」の普及促進策の実施について

1 5Gの概要

- ・ 第5世代移動通信システム（以下、「5G」という。）は、超高速，超低遅延，多数同時接続の3つの特長があり，本年から商用が開始される。
- ・ 5Gの活用により，高画質な映像などの大容量のデータを高速で送信できるため，スポーツイベントなどのエンターテインメント性の向上が見込まれるとともに，産業のIoT化の進展など，地域産業の活性化が期待されている。
- ・ 電波の特性は，電波の届く範囲が狭く（数百メートル），建物などの障害物に弱い。
- ・ 各携帯電話事業者は，それぞれの電波の特性に応じて，4Gについては，市内エリア全体に広く整備しており，5Gについては，特に活用が見込める場所にスポット的に整備する見込みである。

※5Gと4Gの比較



- ◆通信速度は100倍（0.1Gbps→10Gbps）
⇒2時間の映画を3秒でダウンロード（4Gは5分）
- ◆通信の遅延は10分の1（10ms→1ms）
⇒ロボット等の精緻な操作（4Gの10倍の精度）をリアルタイム通信で実現
- ◆接続するデバイス数は100倍（1万/km²→100万/km²）
⇒自宅部屋内の約100個の端末・センサーがネットに接続

- 4Gの電波は，一般的に数キロメートル飛ぶのに対し，5Gの電波は，数百メートル程度

【参考】

5G基地局（アンテナ）の例



2 本市における5G普及促進の考え方

- ・ 本市の目指すスマートシティの実現に向け，市民生活の利便性向上や地域産業の活性化に資する，最先端のICTを活用したより付加価値の高い様々な取組を進めていくには，「5G」の早期整備が必要である。
- ・ そのため，本市における5Gの普及促進に向け，各携帯電話事業者による基地局整備への支援策を実施する。

3 具体的な取組内容

(1) 5G基地局の整備に係る市有財産の活用

ア 取組内容

- ・ 携帯電話事業者が基地局を整備する「場所」の確保がしやすくなるよう、市が保有する土地や建物の一覧情報を公開し、利用いただく。
- ・ 基地局整備の想定場所が市の保有する土地・建物と合致した場合に、基地局の形状や重量などを勘案し、市有財産の使用を決定する。
※市有財産の使用については、行政財産の目的外使用等の手続きにより実施する。

イ 公開する情報

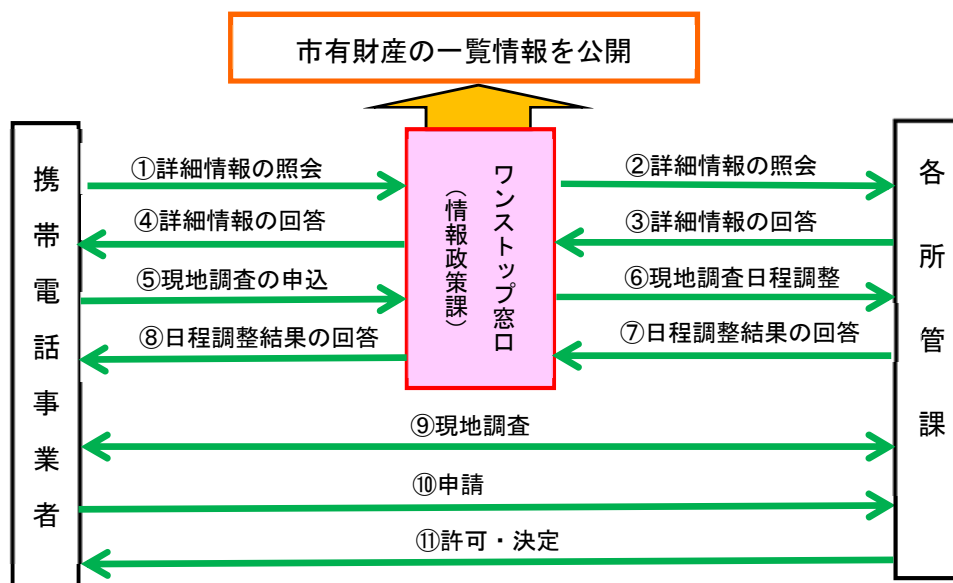
建物：約 600 件

土地：約 1,800 件

(2) ワンストップ窓口の設置

- ・ 携帯電話事業者が、土地や建物の各所管課にそれぞれ問い合わせする手間を削減できるよう、問い合わせ窓口を一本化するワンストップ窓口を情報政策課内に設置する。

(3) 取組の流れ



- ・ 市有財産の一覧情報の公開及びワンストップ窓口の設置については、それぞれ中核市及び県内初の取組になる。

4 今後のスケジュール

令和2年4月1日 市有財産の一覧情報を公開、ワンストップ窓口の設置・受付開始